

郵便書留簿

(分類) 公安調査庁用品

郵便切手(郵便はがき)

(1) 年月日	(2) 発送先	(3) 差出元	(4) 種類	(5) 受	(6) 払	(7) 残	(8)残の内訳							

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 分類ごとに別葉とし、郵便切手と郵便はがきとは別口座とする。
- 3 (2)の欄は、発送先が的数となっているか、差出元等において発送先が明らかとなっている場合のほかは、「何々ほか何通」とすることはできない。
- 4 (3)の欄は、差出元の標等を記入する。
- 5 (4)の欄は、通常郵便料の種類、特殊取扱料の種類及び小包郵便料の地帯を記入する。
- 6 (5)から(7)までの欄は、金額をもって記入する。
- 7 (8)の欄は、郵便切手の残について、種類ごとに記入する。
- 8 書留郵便料等の領収書は、別に保管するものとする。
- 9 本様式に記載することとされている事項の一部を、別途他の帳簿等を作成することにより把握している場合は、本様式の一部の記載を省略することができる。

様式第5号(第3条関係)

# 郵便書留簿

(分類) 公安調査庁用品

郵便切手(郵便はがき)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)残の内訳
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---------

10 本様式に記載することとされている事項の全部を、別途他の報障等を作成することにより把握している場合は、当該報障等を本様式に代えることができる。